

## 大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と鳥取県リサイクル協同組合（以下「乙」という。）は、地震等の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の処理等の協力に關し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、鳥取県内において大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の処理等に關し、甲が乙に協力を要請するに當たっての必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害の発生により一時的に大量に発生する破損又は汚損した陶器、家具、布団等の廃棄物（以下「災害生活ごみ」という。）及び大規模災害によって被災した建物等（その機能を失ったものに限る。）の解体に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等の廃棄物並びに大規模災害に伴い処理が必要となるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿」という。）をいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、県内市町村が実施する次の各号に掲げる事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村からの要請に基づいて、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物（災害し尿を除く。）の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物（災害し尿を除く。）の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

2 甲は、乙に対し前項の要請に當たっては、次の各号に掲げる事項を文書で通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭で通知し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

### （災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、乙の会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、甲の指示に従って、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に當たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

### （情報の提供）

第5条 甲は、大規模災害が発生した場合は、円滑に乙の協力が得られるように、乙に必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模災害が発生した場合は、災害廃棄物の処理等に關し、協力可能な会員の状況を甲に情報提供するものとする。

### （実施報告）

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、甲に対し、文書により次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物の処理等を実施した場所
- (2) 災害廃棄物の処理等の内容及び期間
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 乙が第3条に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等の費用については、次のとおりとする。

(1) 災害生活ごみ及び災害し尿の収集・運搬については、原則無償で実施するものとするが、当該事業に要する費用が相当額になるときは、その費用の負担について、乙と当該市町村で協議の上決定するものとする。

(2) 災害廃棄物の処理等に要した費用（災害生活ごみ及び災害し尿の収集・運搬を除く。）については、乙と当該市町村で協議の上決定するものとする。

(損失補償)

第8条 乙が第3条に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等により従事した者が負傷し、又は疾病にかかり、障がいを受け、又は死亡した場合の損失補償については、乙と当該市町村で協議するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては鳥取県生活環境部循環型社会推進課、乙においては鳥取県リサイクル協同組合事務局とする。

(組合員の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(他被災都道府県への応援)

第11条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協定書の有効期間)

第12条 この協定は、平成28年3月11日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第13条 この協定に定めるものほか必要な事項については、その都度、甲と乙で協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年3月11日

甲 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事

平井伸治



乙 米子市大篠津町3013番地1

鳥取県リサイクル協同組合

代表理事

越生昭徳

